

二輪車の表示に関する改正規約・同施行規則が、 2023年6月9日に施行されました

当協議会は、「二輪自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則改正(案)」について、消費者庁及び公正取引委員会に認定・承認を申請しておりましたが、改正規約・規則が2023年4月27日付で認定・承認され、**6月9日付で施行されました。**

会員各社におかれましては、本内容をご確認の上、適正な表示に努められますよう、お願いいたします。

<改正内容のポイント>

- ◇「年式」の名称を「初度登録(届出)年」の名称に変更
- ◇「使用歴」として、「自家用」「レンタルバイク」等の表示を追加
- ◇電動バイクの「燃費」については、「一充電走行距離(キロメートル)」を表示
- ◇不当表示の禁止規定に「冠水車」の規定を追加

<詳細につきましては、当協議会ホームページでご覧いただけます>

■改正二輪車規約及び規則に関するページ

(改正内容のポイントや表示方法について解説しています)

https://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/2023kaiseikiyaku_point.pdf



■改正規約に対応した「プライスカード」をご利用いただけます。 二輪会員専用ページからご利用ください。

(ログインページ)<https://mc-member.aftc.or.jp/login.cgi>



この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで nirin-info@aftc.or.jp

TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114